

『安衛法に関する資格取得講習』  
低圧電気取扱業務特別教育のご案内

労働安全衛生法では、事業者は感電等の災害を防止するため、従業員に「低圧の充電電路の敷設・修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務」に従事させる時は、安全衛生のための特別教育を行うことを義務づけています。

是非この機会に、特別教育を受講され安全作業に努められますようお勧めいたします。別紙受講申込書と受講料を添えて当協会へお申し込みください。

記

1. 日 時 令和 7年 1月 21日(火)、22日(水) 2日間  
受講時間 午前9時～午後 4時50分  
(学科)・低圧の電気に関する基礎知識  
・低圧の電気設備に関する基礎知識  
・低圧用の安全作業用具に関する基礎知識  
・低圧の活線作業及び活線近接作業の方法  
・関係法令  
(実技)・低圧の活線作業及び活線近接作業の方法
2. 会 場 鹿角地方職業能力開発協会 (かづの商工会隣り)
3. 受 講 料 10,000円 (テキスト代含む)  
内テキスト代700円 税70円  
振込の場合:秋田銀行 花輪支店 普通646101  
口座名義 鹿角職能協会 (フリガナ) カヅノシヨクノウキョウカイ
4. 定 員 20名
5. 申込み書類 別紙受講申込書、写真(2.5cm×3.5cm) 2枚、  
雇用保険被保険証のコピー
6. 持参するもの 印鑑、筆記用具、昼食、2日目実技はヘルメット・手袋他
7. 締 切 日 1月10日(金)
8. 修 了 証 受講修了者には労働安全衛生法に基づく修了証が交付されます
9. そ の 他 ・申込後の受講票は発行しておりませんので直接会場まで  
・当日キャンセルは受講料の返金できませんので了承願います

申込み・問い合わせ 〒018-5201 鹿角市花輪字柳田36  
職業訓練法人 鹿角地方職業能力開発協会  
電話 0186(23)4330 FAX (23)4919